



長野県報

9 月 22 日(月)
令和 7 年
(2025 年)
第 644 号

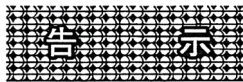
目次

告 示

土地収用法に基づく事業の認定（建設政策課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2 件）（道路管理課）	2

公 告

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による届出及び届出書の縦覧（6 件）（産業立地・IT 振興課）	3
事務所の所在地を確知できない宅地建物取引業者（建築住宅課）	9



長野県告示第 403 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。
令和 7 年 9 月 22 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 起業者の名称

飯田市

2 事業の種類

（仮称）飯田市西部共同調理場整備事業

3 起業地

（1）収用の部分

飯田市三日市場地内

（2）使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

（1）法第 20 条第 1 号要件（収用適格事業）

（仮称）飯田市西部共同調理場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第 3 条第 31 号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。よって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

（2）法第 20 条第 2 号要件（起業者の意思と能力）

起業者である飯田市は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められる。よって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

（3）法第 20 条第 3 号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

飯田市では、現在小学校 19 校、中学校 9 校を対象に、4 か所の共同調理場と 2 校の直営方式の給食室で約 7,900 食の学校給食を提供している。このうち丸山共同調理場は、建設から 49 年が経過していることから、施設の老朽化が課題となっており、安全安心な学校給食の提供に支障が生じている。

こうした状況を改善するため、飯田市では本件事業を「第 2 次飯田市教育振興基本計画」の後期取組に位置付け、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 9 条の学校給食衛生管理基準に合致した施設を計画的に整備することとし、本件事業の対象となる「（仮称）飯田市西部共同調理場」は、特に老朽化が著しい丸山共同調理場に代わる施設として、新たに整備する施設である。

本件事業の施行により、ドライシステムの導入、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分け等、学校給食法第9条の学校衛生管理基準が定める衛生管理が可能となり、児童生徒への安全安心な学校給食の提供を確保することができる。

また、飯田市の学校給食全体の配食数を見直すことが可能となり、今後、他の共同調理場の改修についても、計画的に実施することが可能となる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地内であるが、飯田市教育委員会と協議し、適切な措置を講ずるとしている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された3つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、安全安心な学校給食の提供を確保するため、老朽化した共同調理場に代わる施設を整備するための用地を取得する本件事業は、早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

飯田市役所行政資料コーナー

建設政策課

長野県飯田建設事務所告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年10月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年9月22日

長野県飯田建設事務所長 折井克壽

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 親田中村線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市伊豆木772番の3地先から 飯田市伊豆木1088番の3地先まで	旧	m 8.1 ～ 18.4	km 0.0914
同 上	新	10.6 ～ 20.9	0.0914

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第 4 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和 7 年10月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

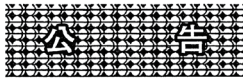
令和 7 年 9 月 22 日

長野県安曇野建設事務所長 林 春 樹

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 豊科大天井岳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市堀金烏川4252番の 2 地先から 安曇野市堀金烏川4216番の 3 地先まで	旧	m 7.5 ～ 13.1	km 0.1358
同 上	新	12.0 ～ 13.1	0.1358

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 7 年 9 月 22 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デリシア中野店
中野市大字吉田柿ノ木726 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155番地28
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28